

令和 7 年度皇居外苑北の丸公園配電塔  
実施設計業務  
特記仕様書

令和 8 年 1 月

# 第1章 総則

## 第1条 適用

- この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（令和7年4月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

[http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech\\_standards/03.html](http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html)

- この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書及び電気通信施設設計業務共通仕様書（国土交通省 令和5年3月版）によるものとする。

## 第2条 設計対象範囲

本業務の設計範囲は別途図面に示す範囲とする。

## 第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和8年3月31日迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

## 第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

- 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は電気電子部門関連科目）
- 技術士（建設部門又は電気電子部門）
- その他同等以上と認められる資格

②下記の実績を有する者

- 入札説明書に定める実績を有する者。

## 第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。

また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

- 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は電気電子部門関連科目）
- 技術士（建設部門又は電気電子部門）
- その他同等以上と認められる資格

②下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

## 第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となつてゐる「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が4億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を2億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している  
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

## 第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
  - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
  - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者

3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したもの別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

#### 第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の 3 テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 東京都千代田区 緯度 35° 41' 24" 経度 139° 45' 06"  
終点 東京都千代田区 緯度 35° 41' 23" 経度 139° 45' 03"

#### 第9条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は 4 回とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務中間時 2 回
- 3) 業務完了時

#### 第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、1 回を想定している。

#### 第11条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の 2 の定めのほか下記を記載する。

- 1) 安全管理

#### 第12条 成果物の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、「要領」という）（国土交通省参照）に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 又は DVD）で 2 部提出

する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びにPDF形式で出力したものと併せて納品のこと。また、図面はCAD（ファイル形式は.DXF、.SFC、.P21のいずれか）並びにPDF形式で納品すること。
5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 第13条 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 第14条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 第15条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書1.28の1に示すとおりとする。

## 第16条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。  
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。
2. 前項の規定は、共通仕様書1.28の2に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第1項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

## 第17条 建設副産物対策

共通仕様書2.9の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

## 第18条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書2.11の（4）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

## 第19条 公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

## 第20条 合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地

踏査を実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

#### 第 21 条 個人情報の取扱について

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

#### 第 22 条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を東京都庁とする。  
なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方に基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

#### 第 23 条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

#### 第 24 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています

#### 第 25 条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、測量業務の実施にあたっては、電気用品安全法及び電気設備に関する技術基準を定める省令、並びに関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 第 2 章 業務内容

#### 第 29 条 業務の目的

本業務は、皇居外苑北の丸公園における、配電塔 1 の更新及び配電線切り回しに係る実施設計を行うものである。

## 第30条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものその他、調査職員の指示したものとする。

## 第31条 実施設計

本業務での現地踏査、既存配電塔資料を基に、配電塔の構造及び寸法、既存配電塔の撤去、仮設計画の検討及び設計を行うもの。また、これらに係る工事発注に必要な設計図面作成及び数量計算書、設計書の作成（工事費の積算）及び関係機関との協議資料作成を行うものである。

### ○設計対象

#### 1. 配電塔（1箇所）

##### （1）新規配電塔（No1）

###### 1) キュービクル内訳（5面体）（想定）

- ・高压受電 VCB
- ・高压分岐 VCB×2
- ・低压電灯 75kVA
- ・低压動力 50kVA
- ・コンデンサ

###### 2) 既存配電塔と同一敷地内に設置することを想定。

###### 3) 設計内容

- ・負荷容量の整理
- ・変圧容量の算出
- ・主要機器の設計  
    トップランナー機器の採用を考慮。主回路結線方式の設計を含む。
- ・キュービクル筐体及び基礎
- ・フェンス及び植栽

###### 4) その他

配電塔はフェンスで囲うとともに、周囲に目隠しの植栽を設ける。

##### （2）撤去配電塔（No1）

###### 1) 構造

別添図面のとおり。

###### 2) 撤去植栽

- ・低木（キンモクセイ）H=2.8m、A=28.7m<sup>2</sup>

###### 3) 設計内容

- ・基礎を含む既存配電塔の撤去。なお、撤去跡地は埋め戻し、周囲に馴染むよう復旧する。

##### （3）設計には、配電塔更新に係る樹木伐採や土木工事も含めること。

## 2. 配電線切り回し（延長 0.1km 程度）

(1) 新規配電塔（No1）から延びる電線路の切り回しを行うため、高圧及び低圧の配電線路の設計を行う。

1) 配線方法：地中埋設

2) 既存配電線経路は使用せず、新規に道路下を通すよう切り回すことを想定。また、ハンドホールの新設を 2 箇所想定している。

3) 途中、新築予定の建築物へ低压配電線の一部を分岐させる。

4) 終点は、配電塔 No 7 へ続くハンドホールにて接続することを想定。

5) 電線保護材及び電線ケーブル等の選定及び仕様に加え、道路アスファルト切断や復旧、掘削等の土木工事に係る設計も行うこと。

### ○設計項目

#### 1. 配電塔実施設計

(1) 現地踏査

(2) 設計計画

(3) 設計条件の確認

(4) 高圧受電施設設計

(5) 設計図作成

(6) 関連機関との協議資料作成

(7) 数量計算

(8) 設計書作成（工事費の積算）

「2. 配電線切り回し実施設計」の内容を含む。

(9) 照査

#### 2. 配電線切り回し実施設計

(1) 設計計画

(2) 設計条件の確認

(3) 設計図作成

(4) 数量計算

(5) 照査

## 第3章 その他

### 第33条 資料の貸与

発注者が貸与する図書その他の資料は、調査職員が別途指示する。

### 第34条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

#### 第35条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち；p入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

#### 第36条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

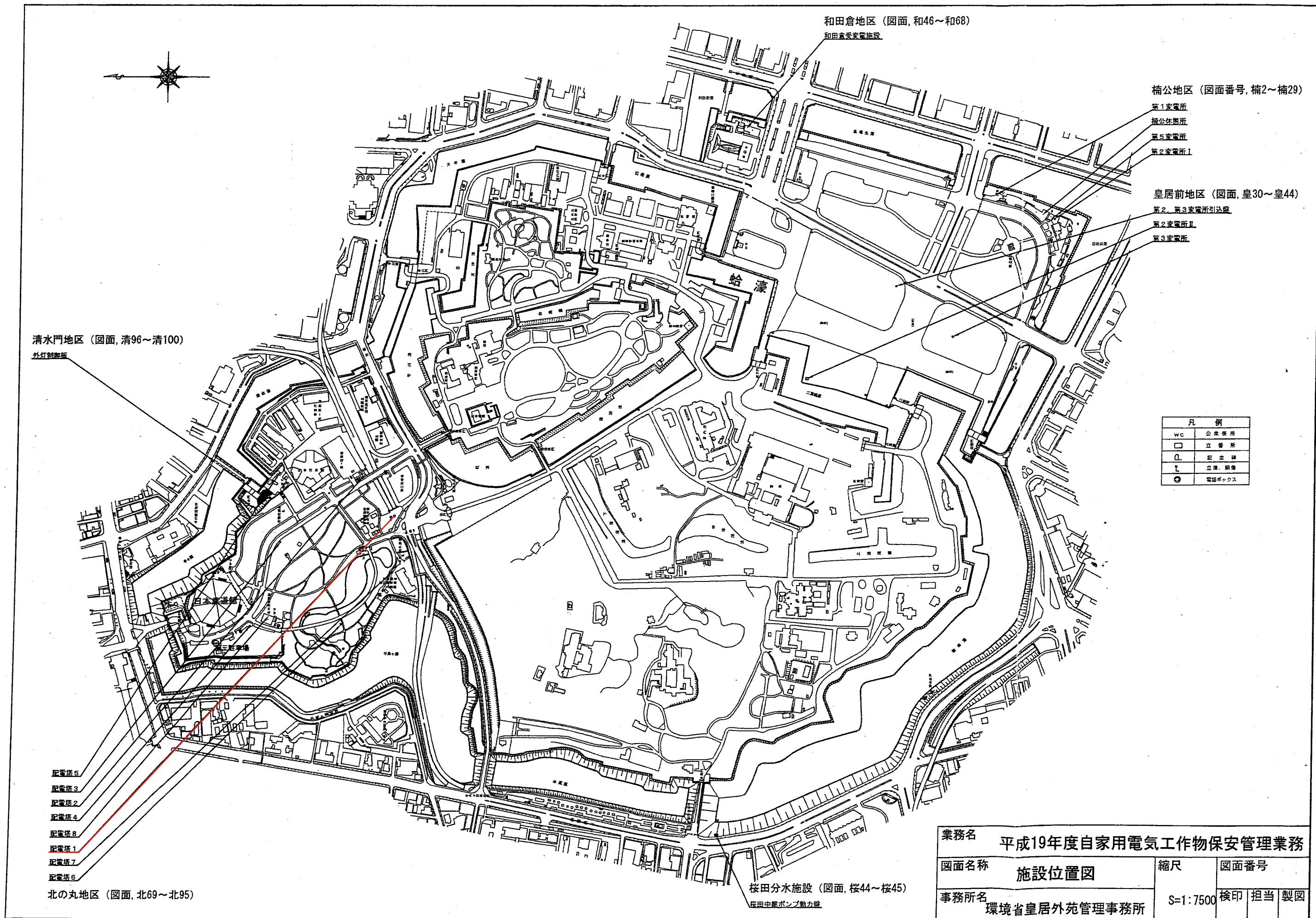
#### 第37条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

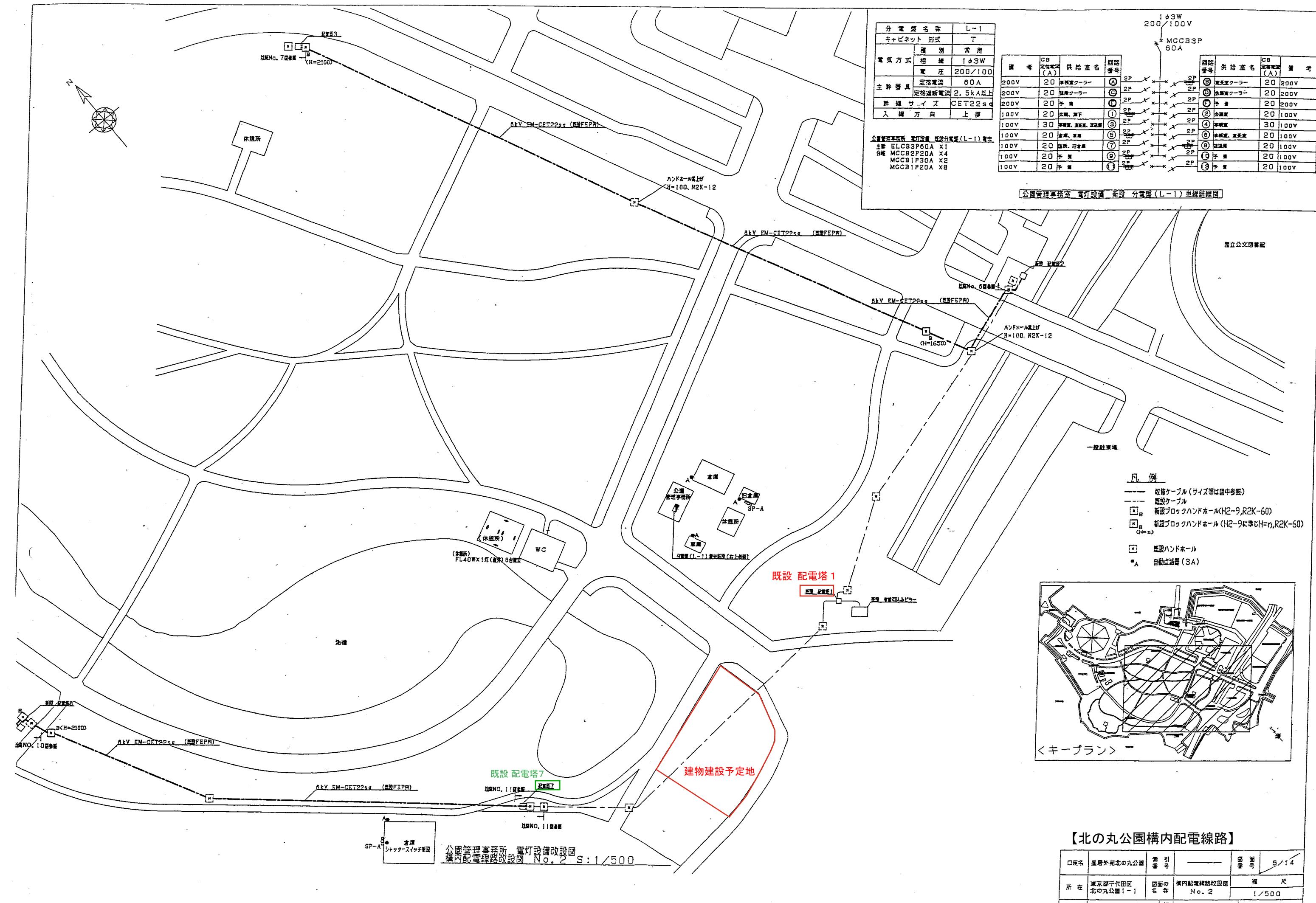
#### 第38条 その他

業務の実施に当たっては、皇居外苑工事作業心得を遵守すること。

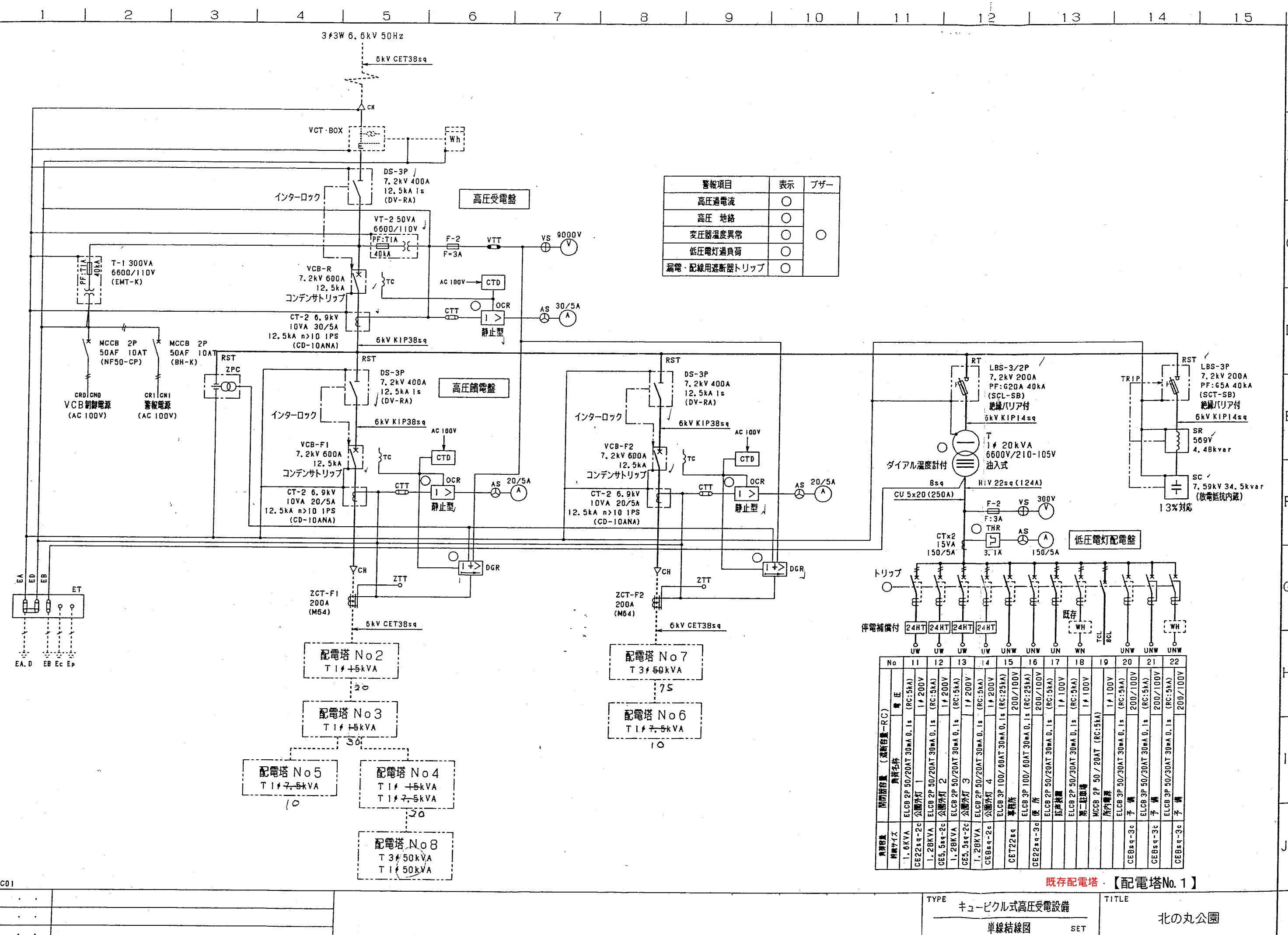
別添 既存配電塔図



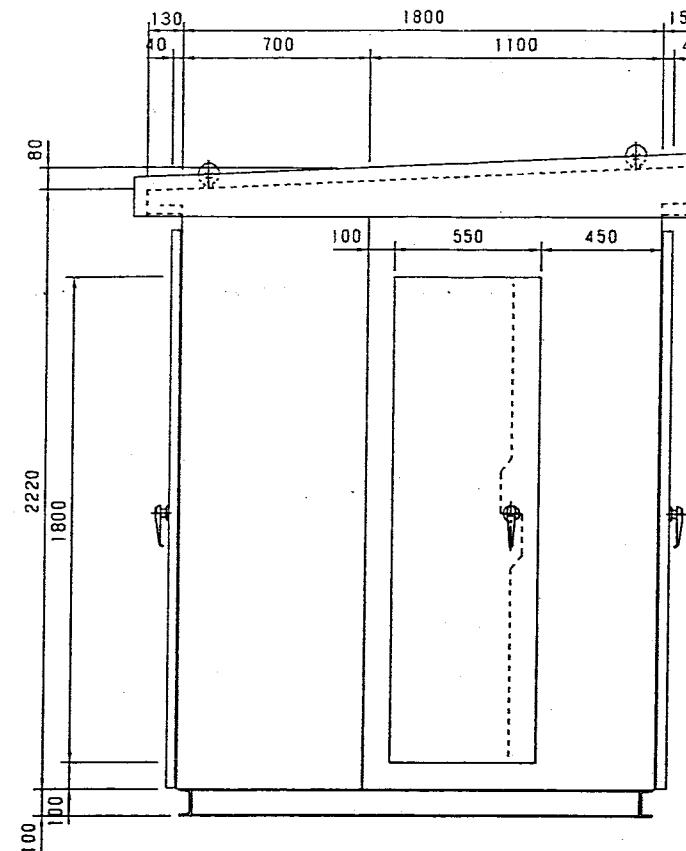
## 別添 既存配電塔図



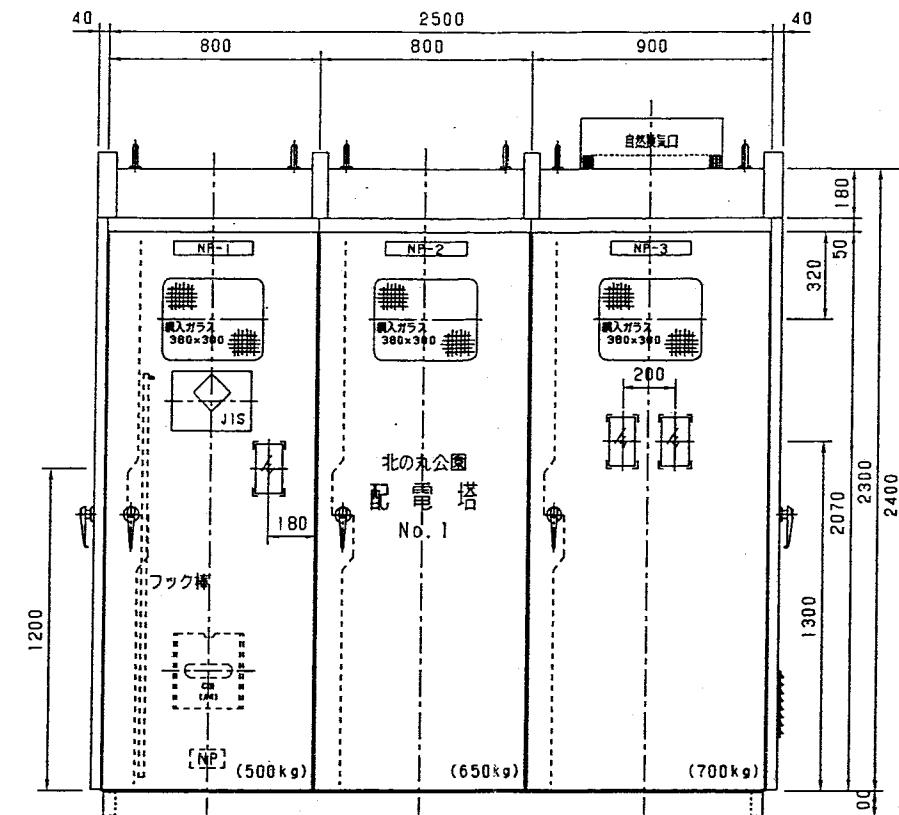
別添 既存配電塔図



1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15

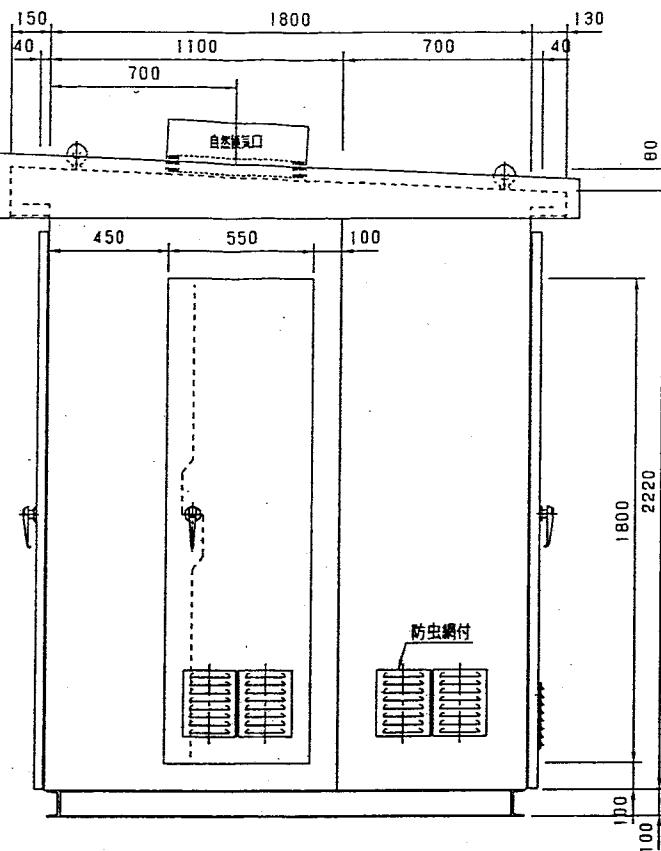


左側面図

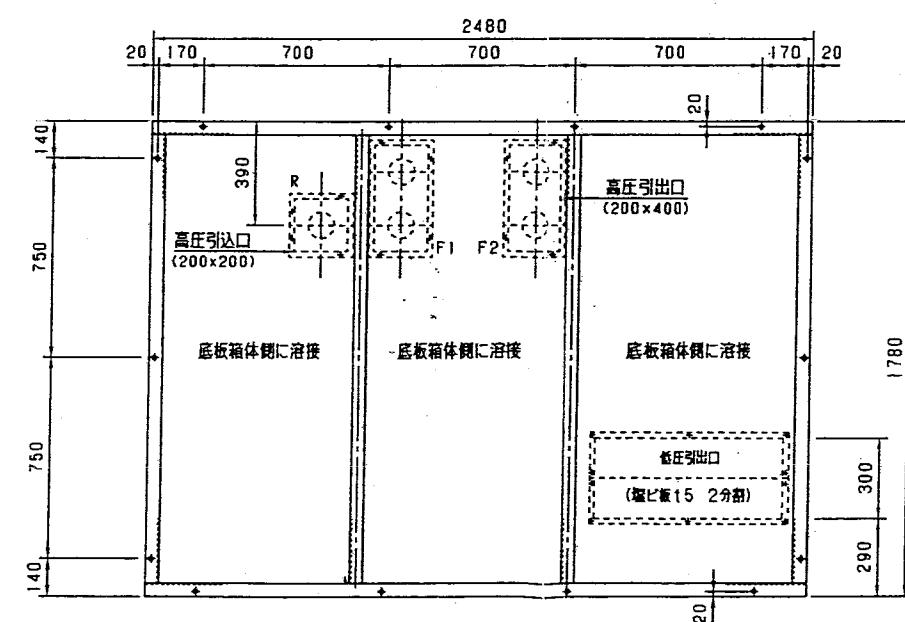


高圧受電盤  
NP-1  
高圧饋電盤  
NP-2  
低压電灯配電盤  
NP-3

NP ----- 製造者銘板  
正面図  
(TOTAL 1850kg)



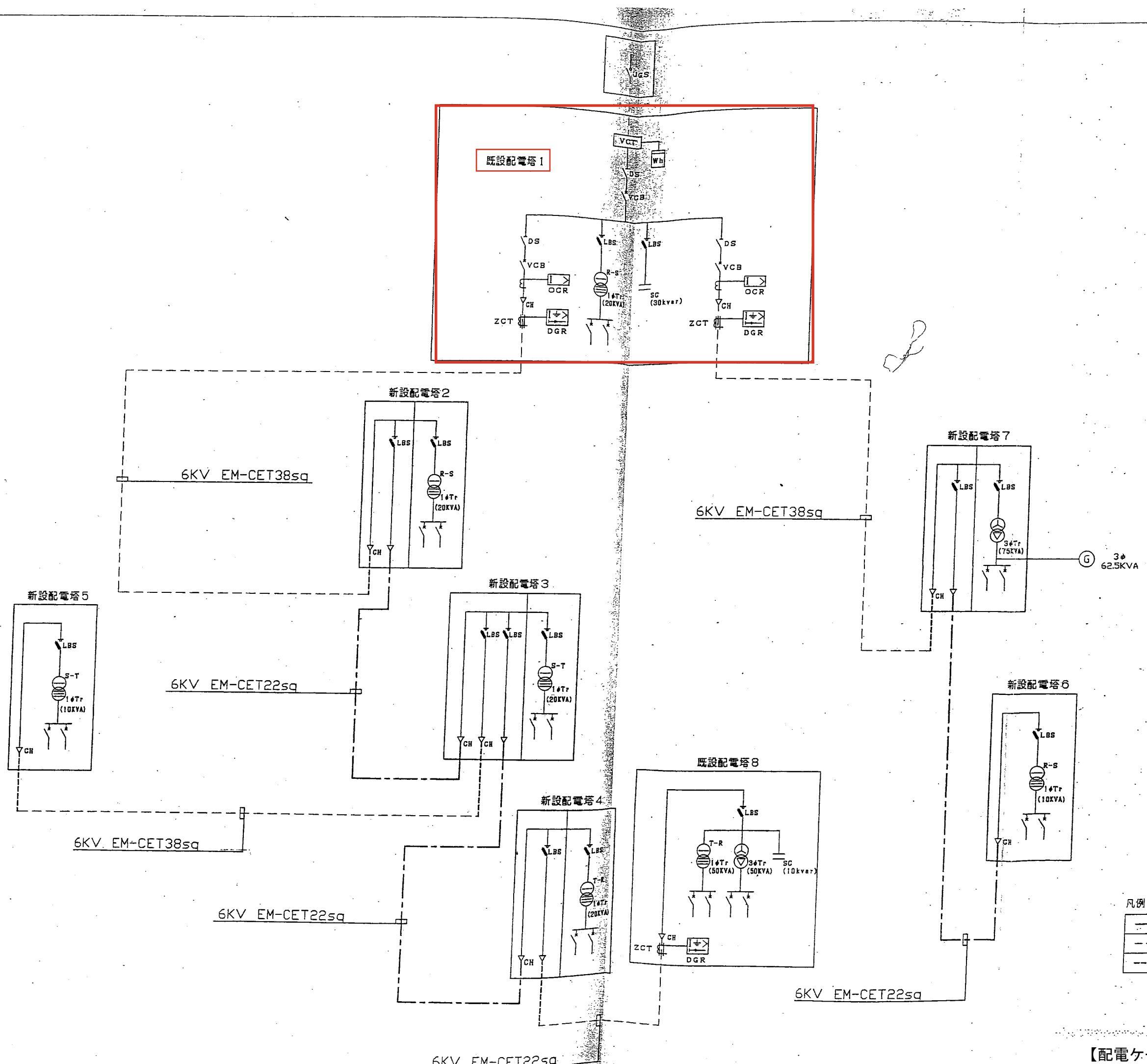
右側面図



ベース伏図

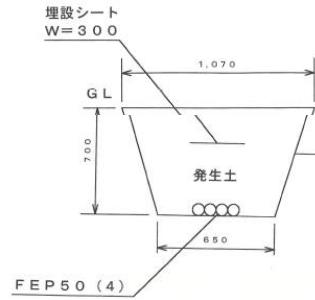
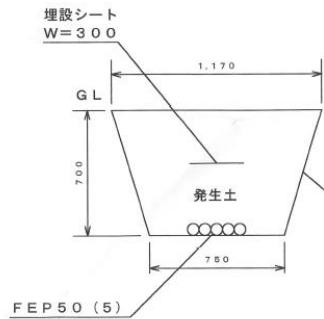
名 称	仕 様
箱体 板厚	2.3mm
扉 板厚	2.3mm
中ハネル	3.2mm
ペース	チャンネル C100x50x5
底 板	2.3mm 箱体側に溶接
高压・低压 引込口	電化ビニール板 ビス止め (5mm厚)
アンカーボルト穴	14-#20
ハンドル 取付	A-140-1-1 (No. 1020)
換気方法	自然換気

既存配電塔 【配電塔No. 1】



凡例	
—	新設ケーブル
- - -	既設ケーブル
- - - -	既設ケーブル端末やり直し

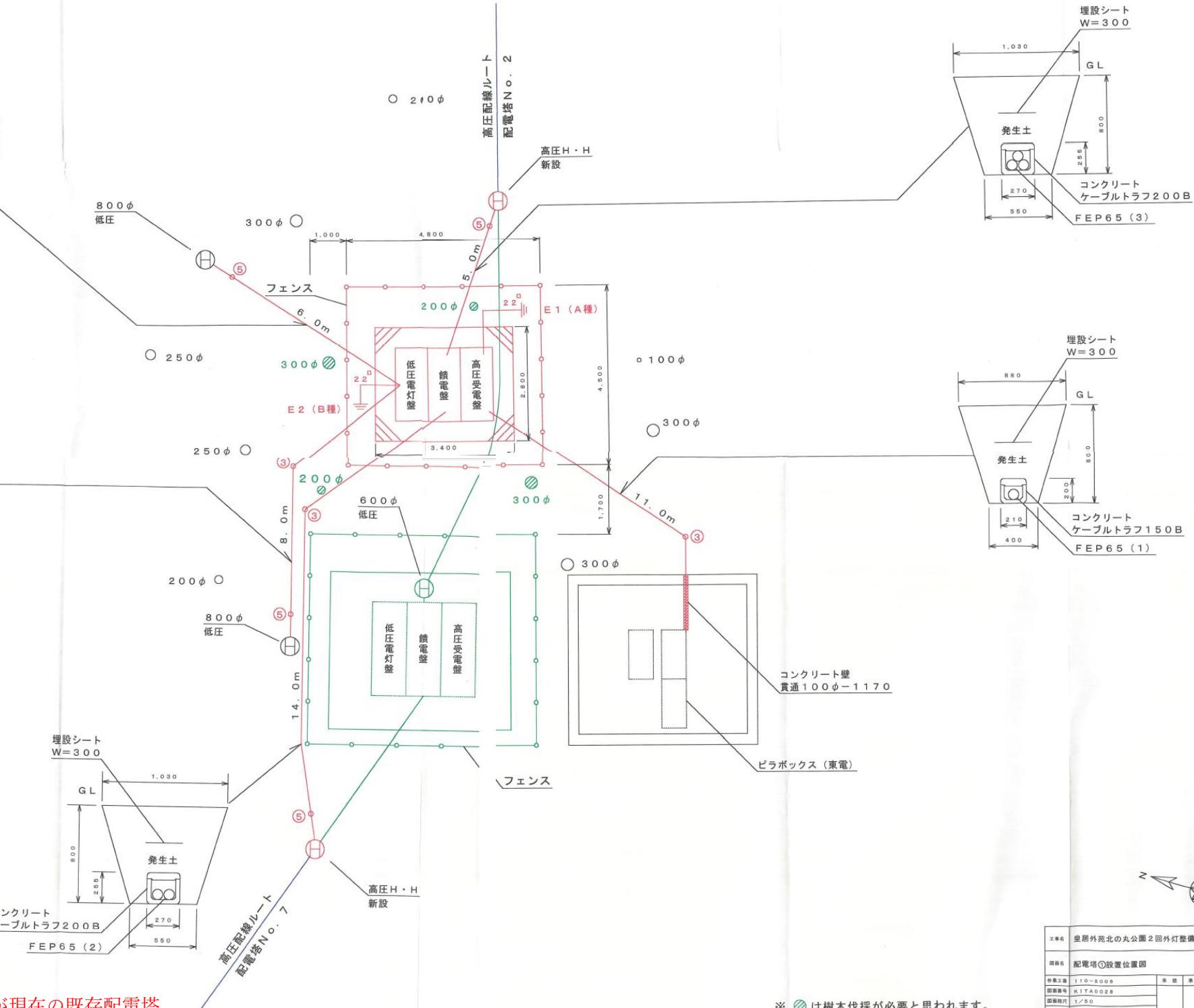
【配電ケーブル図】



配線埋設柱種別	
①	←→
②	↑↓
③	△△
④	↔↔
⑤	→
⑥	→ (鉄製)

凡 例	
(H)	新設ハンドホール
(H)	既設ハンドホール
(H)	撤去ハンドホール
—	新設配線
—	引替配線
—	撤去配線
○	配線埋設柱

※「新設」が現在の既存配電塔



※ ( ) は樹木伐採が必要と思われます。  
(300φ) は樹木の直径とする

主事名	皇居外苑北の丸公園2回外灯整備その			
図面名				
配電塔①設置位置図				
作業工数	110~8006	床 鋼 板		
因数基準	KITA028			
因数倍率	1/50			
作成日付	2000.10/10			